

- ① 廃止措置に係る従来の料金・会計処理が、円滑かつ安全な廃止措置を行う上で適切なものになっているか、本年6月から8月にかけて「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」を開催し、廃炉に係る料金・会計制度を検証。
- ② 検証の結果、原子力発電において、「発電と廃炉は一体の事業である」との考え方に立ち、以下の料金原価上の扱い及び会計処理とすることが適切と整理され、これを元に改正省令を10月1日に施行。
 - (1) 発電所設備の減価償却

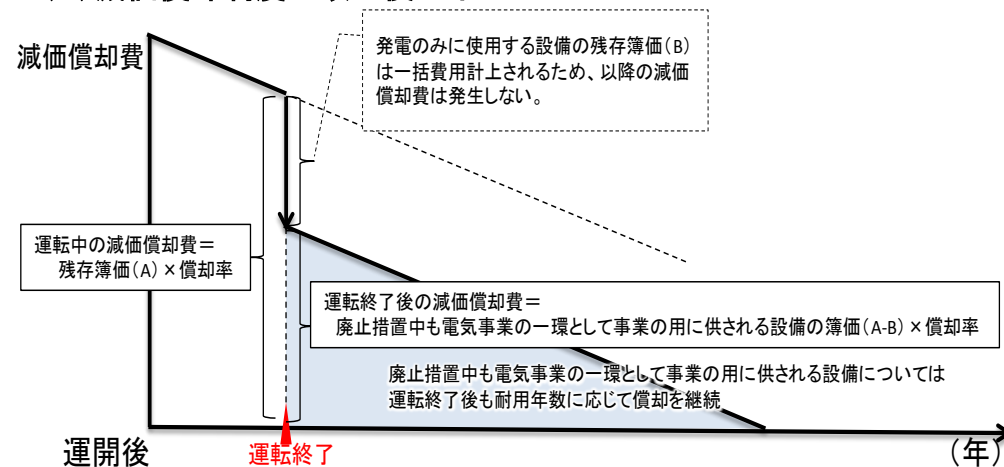
見直し前：運転終了を機に残存簿価を一括費用計上

見直し後：廃止措置中も電気事業の一環として「事業の用に供される設備」(例：使用済燃料ピット、格納容器等)については、運転終了後も減価償却費を料金原価に含め得ることとする。
 - (2) 解体引当金

見直し前：生産高比例法(運転期間40年,平均設備利用率76%を前提として想定総発電電力量を設定)で稼働実績に応じて廃炉費用を積み立て

見直し後： ① 定額法へ変更(稼働状況に左右されない着実な引当、各期の引当額平準化)
 ② 運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた期間を原則的な引当期間(解体本格化までに引当)
- ③ なお、今回の料金・会計ルールの変更を踏まえて料金値上げ申請を提出するかどうかは電力会社の経営判断。仮に申請がなされれば、電気料金審査専門小委員会における中立的・客観的な検討を踏まえ、最大限の経営効率化努力を踏まえたものであるかどうか厳正に審査を行うこととなる。

(1) 減価償却制度の改正後のイメージ



(2) 解体引当金制度の改正後のイメージ

